

食品表示

食品表示法では、消費者等に販売される全ての食品に食品表示が義務付けられています。

食品表示の お手伝い致します！

新しい表示に切替えはお済みですか？

表示に必要な、**栄養成分検査**、**表示作成**等のご依頼をお受け致します。

※加工食品及び添加物の表示の経過措置期間は、**令和2年3月31日まで**です。令和2年4月1日からは新ルールに基づく食品表示に切り替える必要があります。

○アレルギー表示に係るルールの改善

- ・特定加工食品及び特定加工食品の拡大表記を使った表示はできません。
- ・個別表示を原則とし、例外的に一括表示が可能。一括表示する場合は、一括表示欄にその食品に含まれる全てのアレルギーを表示する必要があります。

○栄養成分表示の義務化

- ・食品関連事業者は、原則として、全ての消費者向け加工食品及び添加物へ栄養成分表示を表示する必要があります。

○原材料と添加物を明確に区分して表示

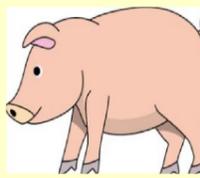
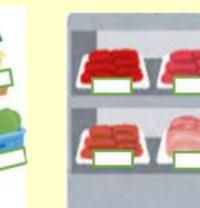
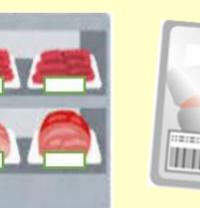
- ・添加物の事項名を設けて表示するか、又は、原材料名の欄に原材料と添加物を明確に区分して表示する必要があります（記号で区分して表示、改行して表示、別欄で表示）。

○新たな製造所固有記号への移行（従来の制度の廃止）

- ・原則、同一製品を二以上の製造所で製造している場合に、届出した記号を使用できます。
- ・製造所固有記号は、「製造所固有記号制度届出データベース」を使用した届出が必要です。
- ・記号の前に「+」を冠し表示します。

食品表示法が平成27年4月1日に施行され、食品表示基準附則第4条及び第5条の経過措置期間においては、従前の健康増進法に定められていた栄養表示基準（旧基準）に基づく表示が認められています。経過措置期間中に、栄養成分表示を含む表示事項については、食品表示基準に基づく表示としなければなりません。また、1つの食品の表示の中で、食品表示基準と栄養表示基準の両者に基づいた表示の混在は認められません。

●生鮮食品の表示概要

			●表示事項 「名称」 「原産地」等
農産物	畜産物	水産物	
			

	●表示事項 「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「調製年月日、精米年月日又は輸入年月日」、「食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」
--	---

●加工食品の表示概要

	●表示事項 「名称」、「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」、「原材料名」、「添加物」、「原料原産地名」、「内容量又は固形量及び内容送料」、「栄養成分の量及び熱量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」等
---	--

○**栄養表示とは**
容器包装に入れられた加工食品及び添加物には、食品に含まれる栄養成分に関する情報を明らかにし、消費者に適切な食生活を実践していただくために、栄養成分表示が表示されています。また、食品に含まれている栄養成分及び熱量だけではなく、その表示が一定の栄養成分及び熱量についての強調表示である場合には、含有量が一定の基準を満たすことが必要です。なお、水や香辛料などの栄養の供給源としての寄与が小さい食品や小規模の事業者が販売した食品などは、栄養成分表示が省略されていることがあります。

○**表示の方法**
熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの順で表示されています。ただし、ナトリウムについては食塩相当量で表示されています。また、推奨されている栄養成分や任意で表示される栄養成分についても表示されています。

○**表示事項**

- ◆ 表示が義務付けられている栄養成分
熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム
- ◆ 表示が推奨されている栄養成分
飽和脂肪酸、食物繊維
- ◆ 任意で表示されている栄養成分
ミネラル（亜鉛、カリウム、カルシウムなど）、ビタミン（ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンCなど）など

○**強調表示**
健康の保持増進に関わる栄養成分を強調する表示は、基準を満たした食品だけに使われています。

2022年4月より完全に施行される原料原産地制度等、表示に関するルールは複雑です。当センターでは、食品表示上級資格者がサポート致します。

食品の「安全・安心」に関する検査・支援をおこなっています！

- 衛生検査・・・拭き取り検査、落下菌検査、HACCP導入支援
- 食品検査・・・**食品表示サポート**、**栄養成分検査**、異物検査、残留農薬一斉分析、微生物検査、食品規格検査、**保存試験**
- 検便検査・・・3菌種/5菌種検査、ノロウィルス検査